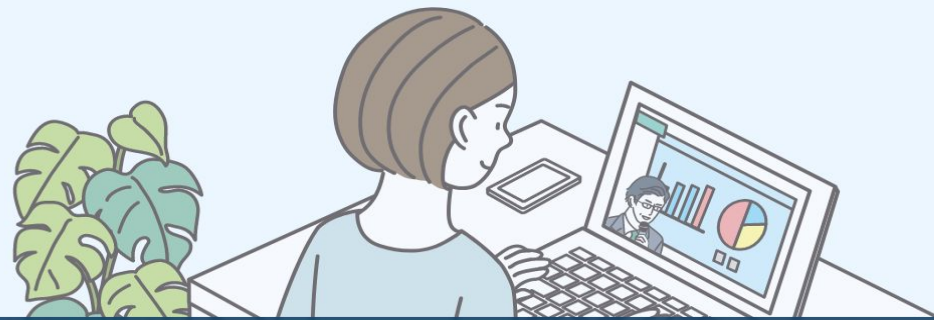




働き方改革下において押さえておきたい労務管理のポイント

～介護事業者が知っておくべき助成金～

# 目次

|                    |   |
|--------------------|---|
| 「助成金」の検討ポイント.....  | 3 |
| 特定求職者雇用開発助成金.....  | 4 |
| トライアル雇用助成金.....    | 5 |
| キャリアアップ助成金.....    | 6 |
| 働き方改革推進支援助成金 ..... | 7 |

# 「助成金」の検討ポイント

「受給できる金額が高い」

「申請しやすい」

「自社でも申請出来る（その後の経営に影響が及ばない）」

これらの側面から検討



# 特定求職者雇用開発助成金

高年齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等（※）の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。

医療・福祉事業所では、高年者の方、障がいをお持ちの方、母子家庭父子家庭の方等の雇用される事業所が多く見られる。

# トライアル雇用助成金

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3カ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

事前にトライアル雇用求人をハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者※に提出し、これらの紹介により、対象者を原則3カ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます。



# キャリアアップ助成金

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者等の、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です

## 「キャリアアップ助成金」の様々なコース

正社員化コース、障害者正社員化コース、賃金規定等改定コース、  
賃金規定等共通化コース、諸手当制度等共通化コース、  
選択的適用拡大導入時処遇改善コース、短時間労働者労働時間延長コース

※ このパンフレットの内容は令和3年4月1日現在のものです。

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者などの  
企業内でのキャリアアップに取り組み事業主の皆さまへ

### キャリアアップ助成金のご案内

**キャリアアップ助成金とは・・・**  
「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

※ このパンフレットは助成金制度について説明したものです。労働者のキャリアアップのために必要なキャリアアップ計画を策定する際等に、「雇職連携推進計画のキャリアアップに関するガイドライン」も参照してください（※7/7/20）。

当冊子では●印のコースについて取り扱っております。

|                   |   |
|-------------------|---|
| 正社員化コース           | ● |
| 障害者正社員化コース        | — |
| 賃金規定等改定コース        | ● |
| 賃金規定等共通化コース       | ● |
| 諸手当制度等共通化コース      | ● |
| 選択的適用拡大導入時処遇改善コース | ● |
| 短時間労働者労働時間延長コース   | ● |

● 詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

● ホームページ  
申請様式や事業主のみなさまからよくある疑問についてQ & Aを掲載しています。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku_00001.html)

キャリアアップ助成金 検索

● この冊子は、全国事業主向けである雇用関係二書正で掲載されています。

厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

PL00052- No.7

# 働き方改革推進支援助成金

## ●働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）

生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援する助成金です。

## ●働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバルコース）

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るものです。

このコースで、勤務間インターバル制度の導入に取り組む中小企業事業主を支援する助成金です。

## ●働き方改革推進支援助成金（労働時間適正管理推進コース）

生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援する助成金です。